

医療法人の事業展開等に関する検討会 開催要綱

1. 目的

医療法人制度に関しては、平成 18 年の医療法改正から 7 年が経ち、医療法人のあるべき姿について、関係者より様々な意見が出されているところである。

また、医療法人に関しては、病床の機能分化・連携などを進め、効率的で質の高い医療提供体制を構築するため、医療法人等との間の連携を推進することとし、「経済財政運営と改革の基本方針について」(平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定)において「医療法人間の合併や権利の移転等に関する制度改正を検討する」ことや、「社会保障制度改革国民会議報告書」(平成 25 年 8 月 6 日)において「医療法人等が容易に再編・統合できるよう制度の見直しを行うことが重要」とされている。

また、「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定)において、医療の国際展開に関連して、「財務状況の健全性など一定の要件を満たす医療法人が、現地法人に出資可能であることを明確化する」とされている。

さらに、「日本再興戦略」、「健康医療戦略」(平成 25 年 6 月 14 日 内閣官房長官等申合せ)において、「健康増進・予防(医療機関からの指示を受けて運動・食事指導を行うサービス、簡易な検査を行うサービスなど)や生活支援(医療と連携した配食サービスを提供する仕組みづくり等)を担う市場・産業を戦略分野として創出・育成する」等とされている。

そこで、医療法人のあるべき姿について検討を行うとともに、「経済財政運営と改革の基本方針について」等に基づき、必要な検討を行うため、有識者による検討会を開催するものである。

2. 構成員

- (1) 各分野の有識者により構成する。
- (2) 構成員のうち 1 人を、座長として互選により選出する。
- (3) 座長は必要に応じ、検討に必要な有識者等の参加を求めることができる。

3. 検討内容

- (1) 医療法人制度のあり方について
- (2) 医療法人等との間の連携の推進について
- (3) 医療の国際展開について
- (4) 医療機関による健康増進・予防や生活支援の推進について
- (5) 社会医療法人制度のあり方について
- (6) その他

4. 検討スケジュール

「3. 検討内容」のうち、まずは（3）、（4）、（2）の順に議論を進め、（3）及び（4）については年内を目途にとりまとめるとともに、その他の事項についても順次検討を進める。（来年度以降の検討スケジュールについて、今後検討。）

5. 運営等

- （1）検討会は、原則として公開するとともに、議事録を作成し、公表する。
- （2）検討会は、医政局長が主催し、その庶務は医政局指導課が行う。